

令和5年度第3回  
札幌市地域福祉社会計画審議会

議 事 録

日 時：2023年9月27日（水）午後3時開会  
場 所：カナモトホール 第2会議室

## 1. 開 会

○事務局（高橋地域福祉・生活支援課長） それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第3回札幌市地域福祉社会計画審議会を開催させていただきます。

私は、札幌市保健福祉局地域福祉・生活支援課長の高橋でございます。本日も、よろしくお願いいたします。

議事に入るまでの間、進行役を務めさせていただきます。

各委員の皆様には、本当にお忙しい中を本日もご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、委員総数17名中15名の委員の方々にご出席をいただいております。

札幌市地域福祉社会計画審議会規則第4条に規定します定足数を満たしまして、会議が成立することをご報告させていただきます。

## 2. 挨拶

○事務局（高橋地域福祉・生活支援課長） それでは、審議会の開会に当たりまして、札幌市保健福祉局地域生活支援担当部長の東館よりご挨拶を申し上げます。

○東館地域生活支援担当部長 保健福祉局地域生活支援担当部長の東館です。

本日も、大変お忙しい中をご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

委員の皆様には、これまで、次期の地域福祉社会計画の策定に向けまして、昨年7月から計5回にわたる審議会の中で、様々なご議論、そして、数々の貴重なご意見をいただいております。本日は、その集大成としまして、計画の答申案を取りまとめてお示しをさせていただきます。

この審議会でのご議論も本日が最後となりますので、どうか忌憚のないご意見を賜いますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

## ◎報 告

○事務局（高橋地域福祉・生活支援課長） それでは、ここで、お手元にお配りをしております資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の審議会の次第、座席表と委員名簿がございます。資料は、私どもがご用意したのは2種類ございまして、資料1-1の前回審議会からの変更点一覧、資料1-2の札幌市地域福祉社会計画2024答申案をお配りしております。

また、先ほど、橋本委員から、一部、資料をご提供いただいております。

今現在、お手元に資料はございますか。

なお、本日ですけれども、委員のうち、札幌市ボランティア連絡協議会会長の高橋（唯）委員、障がい者によるまちづくりサポーター代表の山田委員から、ご都合によりご欠席のご連絡をいただいております。

また、当審議会は公開でございます。記者席、傍聴席を設けております。

皆様の発言は会議録として整理をさせていただきまして、後日、札幌市のホームページに掲載をさせていただくことをご承知おきいただきたいと思います。

お手数ですが、ご発言の際にはお近くのマイクをご利用いただきますよう、ご協力をよろしく願いいたします。

それでは、今後の進行につきましては、畑会長にお願いしたいと思います。

畑会長、よろしく願いいたします。

### 3. 議 事

○畑会長 皆さん、どうもこんにちは。

会長を務めさせていただいております畑でございます。

ここから進行を務めさせていただきます。

本日は最後の審議会になりますけれども、ぜひ活発なご議論をいただくとともに、円滑な議事進行にご協力をいただければと考えております。よろしく願いいたします。

また、今回、権利擁護部会での議論も終了して、基本施策5に、部会での検討を終えた内容も答申として全部組み込まれております。それらについても、こちらの審議会最終的に確認をいただくことになってまいります。

修正部分が多岐にわたっており、説明で少し時間を要する部分が出てくるかと思っておりますけれども、それぞれしっかりとご確認をいただきたいと思います。

まず、事務局から資料についての説明をお願いします。

○事務局（横山福祉活動推進担当係長） それでは、説明をさせていただきます。

資料1-1をご覧ください。

こちらは、前回の審議会でもいただきましたご意見や、アクションプランが公表されたことなどによりまして、前回の素案から変更した点をまとめたものになっております。

こちらでご説明いたしますけれども、併せて、資料1-2の答申案についてもご覧いただきたいと思っております。

なお、項目が大変多くありますので、軽微なものについては、説明を省略させていただきます。

まず、第1章の変更点につきましては、答申案の2ページになりますけれども、今日的な課題としまして、8050問題やダブルケアなどに加えまして、ケアラーについても触れることとしましたので、本文と注釈を追記しております。

続きまして、第2章の変更点は、一つ飛ばしまして、24ページ、25ページ、それから、29ページになるのですが、前回の審議会でも、計画期間の終了時期の推計値なども記載したほうがいいというご意見をいただきましたので、札幌市が公表しております推計値としまして、令和12年の人口、年齢別割合と65歳以上の単独世帯の推計値をグラフに加えまして、説明の文言も加えております。

続きまして、39ページは、課題1の表現についてですけれども、もともとの表現では、

高齢者や障がいのある方がそのまま支援を必要とする方であると読めてしまうということが、地域共生社会の実現を目指す計画の表現としては適当ではないというご意見をいただきましたので、婉曲な表現にしつつ、社会福祉法の中で使用されております「地域生活課題」という表現を加えまして、「社会構造の変化や、地域生活課題への関心や理解が高まりつつある中、地域で支援を必要とする方が増加・顕在化してきています」と変更しております。

続いて、40ページは、2ページの記載と同様に、今日的な課題として、ケアラーについて追記をしております。

第3章の42ページと第4章の49ページをご覧ください。

こちらは、前回の審議会で新型コロナウイルスにより停滞していた地域活動のリスタートだけではなくて、同じような感染症が発生したとしても、地域活動を、地域福祉を継続的に実施することが必要というようなご意見をいただきました。

まず、42ページでは、「地域福祉活動のリスタート及び持続可能な地域福祉活動に向けた支援を行っていきます」という文言を加えております。

また、49ページは、施策1の現状と課題に、「感染症等により地域活動が停滞することがあった際にも見守り活動等を継続できるような対応を検討するなど、地域福祉活動を将来的に持続可能なものとしていかなくてもはなりません」という文言を加えております。

こちらは、今回のコロナ禍で積み上げたノウハウの共有といった取組も考えられますが、次の段落にあります「見守り活動におけるデジタルツールの活用検討」などにもつながる記載となっております。

続きまして、58ページ、(5)になります。

こちらは、個別避難計画の推進の取組について、前回の資料では第5章の指標の考え方に記載されておりました「令和6年度(2024年度)のモデル地区での実施」などの記載をこちらに持ってきております。

次に、61ページは、前回の審議会で札幌市の行っている福祉サービスを分かりやすく周知していくことが必要というご意見をいただきましたので、施策の方向性に、「わかりやすい情報発信に努めていきます」と追記しております。

一つ飛ばしまして、62ページ、63ページになります。

地域包括支援センターの機能強化事業で、前回、認知症対策についてももう少し触れるべきとのご意見をいただきましたので、チームオレンジの推進であったり、認知症支援を強化する専門員の配置について記載をしております。

また、アクションプランにおいて、障がい者相談支援事業についても、レベルアップ事業としていくことになりましたので、相談体制の強化と相談員の処遇の改善などを行うレベルアップ事業としております。

さらに、ひきこもり対策事業につきましても、アクションプランの結果を受けて取組を具体的に記載したほか、今回、新たに追記したものとして、今日的な課題を抱える世帯へ

の支援体制の強化として、相談支援機関同士の連携についても取り組んでいくことを記載しております。

三つ飛ばしまして、71ページになります。

こちらは、ホームレス相談支援センターJOINにおいて、自立相談支援事業を実施しているため、そちらについても追記をしたものとなります。

次に、74ページになります。

地域福祉における多様な主体の連携の取組は、先ほど説明をしました相談支援機関同士の連携について再掲したのとなります。

次に、75ページの(2)は、支援調整課について、前回の審議会で、組織横断的という表現だけでは市内だけの連携に受け取られるというようなご意見をいただきましたので、最後に、「関係機関との連携体制の構築」という文言を加えております。

続きまして、第5章になります。

こちらは、前回の審議会で指標の目標値につながる表現を加えたほうがいいというご意見をいただいておりますので、全体に目標値につながる表現を加えたものになっております。

まず、79ページ、施策1では、考え方に、「福祉のまち推進事業については、全地区での見守り活動の実施・継続をしていくことを目指して目標を設定しています」という文言を加えております。

同様に、施策2、施策3でも、考え方の最初の部分に、指標につながる説明を加えております。

次に、81ページ、施策4の指標についてです。

地域包括支援センターの目標について、前回、相談件数を設定しておりましたけれども、高齢化の進行に伴いまして相談件数も増えていくものであるため、指標としては適当ではないというご意見をいただきましたので、地域包括支援センターにつきましては、「生活や健康・福祉の相談先として地域包括支援センターを選択する市民の割合」という指標に変更しております。

こちらの指標については、本市のアクションプランでも使用している指標となっておりまして、広報活動を継続して地域包括支援センターの認知度を向上させることと併せて、フレイル改善など新しい取組などにより、実際に相談先として選択する方を増やしていくことが重要と考えて設定しているものになります。

障がい者相談支援事業所につきましても、同様に、単純な相談件数ではなくて、相談者の課題解決件数に変更しております。必要なサービスや対応する機関につながったことが確認できた件数という意味になっておりまして、人員体制の強化であったり、資質向上によって課題解決につなげていくことを目標としております。

もちろん、サービスや対応する機関につないだ後も、引き続き、本人に寄り添った対応は行っていきます。

続きまして、82ページの施策5は、権利擁護部会でいただいた意見を踏まえまして、指標につながる説明を最初の部分に加えております。

83ページの施策6も、考え方の最初に指標につながる考え方を加えております。

施策7につきましては、前回、内容を検討中としておりました指標を、「複合的な福祉課題等を抱える市民の支援方針が決まった割合」としております。

内容としましては、考え方にありますとおり、今後は支援調整課の取組を全区に拡大していくことになるのですが、支援調整課において対応した複合的な福祉課題等を抱える市民全てに対して支援方針を決めていくことを目指すものとなっております。

前回の素案からの変更点は以上となっております。

今回の答申案には、第5章の後ろに資料編を加えたものとなっております。

説明は、以上です。

○畑会長 それでは、ここから、皆様からそれぞれご忌憚ないご意見をいただきつつ、この計画の完成に向けて最後のディスカッションをしていければと考えております。

内容が多岐にわたりますので、もしかしたら、ご質問というところで整理しづらい方もいらっしゃるかもしれませんが、私から1点説明を加えさせていただきます。

資料1-2の4ページの計画の位置づけをお開きください。

やはり、この前提が確認できていないと最終的に理解がぶれてしまうおそれがありますので、改めて確認させていただきたいと思っております。

ここで、皆様にご参集をいただきまして検討しているのは、この右の個別計画の一番上にごございます札幌市地域福祉社会計画2024になります。これには上位計画として第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンがビジョンとしてあって、これから個別計画として地域福祉社会計画といったものが策定されていきます。さらに、この戦略ビジョンのビジョン編に基づいてアクションプランが策定されていくという流れになりますので、アクションプランに設定されている評価指標も個別指標に反映されているという説明も一部ありましたけれども、考え方としては、こちらが上流でアクションプランに下りていくこととなりますので、ここで議論したものがアクションプランでの実効性がしっかりと保障されていくことが非常に大事になっていきますから、その2者の関係については、誤解のないようご理解いただいた上で、それぞれご意見をいただければと考えておりました。

それでは、皆様からご意見をいただきたいと思います。ご意見、ご質問等がある方は挙手をお願いします。

○山本委員 札幌弁護士会の弁護士の山本です。

本質的な部分ではなくて見た目的な部分ですが、資料1-1の5ページ、74ページの修正後で、ひきこもりという後に「や」という接続語が入っているのですが、これが一つの単語っぽく見えるので、点を振ったほうが誤解はないかなと思っておりました。

○畑会長 やはり、ぱっと見て、市民の方もご覧いただくということになりますから、誤解のないような表現というところで、読点を入れる、あるいは、誤解が起きにくいように

8050を先に入れる、順番を並び替える、ただ、そういうことをすると全体に波及しますので、いただいたご意見を基に、より見やすくというところを最終調整させていただきたいと思います。

委員の皆様、ほかにいかがでしょうか。

○橋本委員 さっぽろ障がい者プラン2024の委員会に出ているのですが、その案の中に、札幌市のハード面のバリアフリー、交通機関のバリアフリーを積極的にやっという施策がありました。

バリアフリーに関して、地域福祉社会計画の中で、どこか入っているところはあるか。向こうと協力してやっていければいいかなと思うのですが、そういう協力体制はしっかりありますか。

○事務局（高橋地域福祉・生活支援課長） 資料1-2で申しますと、56ページ以降になりますが、まず、57ページの主な取組の（1）で、民間公共的施設バリアフリー補助事業について触れております。これは福祉のまちづくり条例のことで、ここでまた心のバリアの解消に努めますというように心のバリアフリーについても記載をさせていただいております。

○橋本委員 分かりました。心のバリアフリーと公共施設のバリアフリーの面で捉えているということですね。

僕は、そのときに、ソフト面のバリアフリーを考えないのかという質問をさせていただいたのです。例えば、障がい者が車椅子で買物に行ったときに、やはり高いところに手が届きません。そういうところでは、ある時間帯は障がい者のためにボランティアがいたり、連絡をすればボランティアが待っていて一緒に買物ができるなど、そういうソフト面のバリアフリーも中に入れていただくと、そこでボランティアの活用ができると思うのです。

それから、認知症の人たちもそうです。旦那さんと奥さんのどっちかが認知症で2人で買物に行ったときには、何を取るか分からないし、何をやるか分からないので、目が離せない、買物もろくにできないという状況になります。そういうときに、例えば、認知症のサポーターがボランティアとしていてくれて、1時間とか2時間、そこで認知症の方の対応をしてくれると、本当に気持ちよく買物ができるというソフト面のバリアフリーもぜひ中に入れてほしいなと思いました。

せっかくボランティアを養成するのだったら、そのボランティアの働く場所をしっかりとくっつけてあげるといっても、とても大切なことだと思います。その辺りも、要件に入れていただければと思います。よろしくお願いします。

○事務局（横山地域活動促進担当係長） 具体的に買物のボランティアということではないのですが、障がい者でいうと、有償ボランティアの地域ぬくもりサポートなどのサービスなどがございます。

高齢者などに関しても、社会福祉協議会でやっている家事援助、外出援助で、有償ボラ

ンティアなどの取組は行っております。

○橋本委員 例えば、家庭に行ってボランティアをするというのはすごく大切なことで、そういうボランティアの方たちもいっぱいいると思うのです。でも、障がい者がまちに行ったときにできないことが結構いっぱいあるので、そこを少しお手伝いできるような何かがあると障がい者がまちに出て行きやすくなる、そういうことを考えてほしいと思いました。よろしくをお願いします。

○畑会長 ほかにございませんか。

○山本委員 その辺りは、60ページから62ページぐらいの施策4の地域で生活するためのサービスや相談体制の充実というところに、直接ではないけれども、関連する記載はあるように思ったのですが、入れるとしたらこの辺りというイメージですか。

○事務局（横山地域活動促進担当係長） ボランティアの話ですと、54ページの施策2のほうになるのかなと思っておりました。認知症サポーターや有償ボランティアの記載もこちらにございます。

○畑会長 今の施策2のボランティアは、いわゆる供給側、活躍側の話ですね。山本委員がご指摘くださった部分は、支援が必要な方側の話になってくるかと思えます。

橋本委員からいただいた内容というのは非常に大事ですけれども、他方で、本計画の施策2で言っているボランティアについては、活躍先について特定していくという内容ではないというのが会長としての私の認識です。

むしろ、しっかりと活動に参加していける後押しができる体制を地域でつくっていくと、その結果、さっぼろ障がい者プランと連動させていく形で、その活躍先の一つとして障がい者に対する支援があったり、認知症の方に対する支援があるということだと思います。

こちらの計画で全部そこまで個別に当てはめるのではなくて、こちらで出動できるような体制としての地域基盤を整えていきまして、ほかのプランで支援が必要な人たちとさらにマッチングしていくよという体制になっていくので、こちらとしては、橋本委員がおっしゃってくださった必要な土台づくりというところが入っているかと思えますから、あとは、やはり運用をしていく中で、いかにプラン間の連動性を意識しながら実行していけるかという話になってくるかなと思います。

ただ、そこは物すごく大事ですけれども、実は、議論をする場がないのです。それぞれから発信して、今、橋本委員がもう一個の審議会に入ってきていますから、両面から捉えて発言をいただいていますけれども、そうならない場合に、どうやってこれらの意見をもう一つのプラン側の審議会に託していくかということ、やはり、事務局に一部託す、あるいは、計画の審議会間のディスカッションの場が1年に1回、もしくは、二、三年に1回の中間評価として実施するということまで考えていっていただくということが市全体の取組として必要になってくるかなと思います。

大きい話にはなりますけれども、ぜひ、市としてしっかりと受け止めていただいて、今後の検討に生かしていただければなと思った次第です。

○橋本委員 まさしく、そのとおりです。

僕が言いたいのは、施策だけを考えるのではなくて、施策と施策の釣合いを考える、それらがうまく調和しないと大きなものになっていけないと思うのです。一つの施策だけがうまくいけばいいというわけではなくて、ボランティアをいっばいつくろうという、その施策だけがよければいいのではなくて、ほかの施策とタイアップしてやっていって、そして、それでまちがよくなるのかなと思うのです。

本当に、今、会長が言ったとおりで、ぜひ、そういう連携の取り方を考えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○事務局（高橋地域福祉・生活支援課長） この計画自体は、連携というものを意識しております。それは機関同士の連携だけではないということもありますけれども、今のように、本当に施策同士もうまくつながっていくように、その辺については、今後も取り組んでまいりたいと思います。

ご意見をどうもありがとうございます。

○畑会長 皆様、ほかにご意見はいかがでしょうか。

○小川委員 意見ではなくて、冒頭に会長からありました4ページの図の件です。

私も発表のあったアクションプランは、少々拝見させていただきました。私たちが直接関わるところだと、今、橋本委員からもお話があったような高齢者の対応、ひきこもり、8050、自殺対策がアクションプランのところでしっかり入ったように感じております。

そこら辺は、今回の地域福祉社会計画というよりは、この下の主な関連計画という中で現実的なプランがつけられているのだと理解していいのか、そこが疑問だったものですから質問させていただきます。

○事務局（横山地域活動促進担当係長） 地域福祉社会計画は地域福祉の個別計画となっているのですが、関連計画としてこちらに書いてありますとおり、高齢者の支援計画、障がい者の障がい者プランというところで、具体的な取組はそちらで詳細に記載される形になっております。

○小川委員 結果的には、やはり隙間を生まないというところで、この地域福祉社会計画が全体を覆っていると理解をさせていただきます。よろしくをお願いします。

○畑会長 各計画間ということになると、事務局としても全部把握し切れていないところがあるかと思えますけれども、やはり支援調整課が各区で始まっていくことを考えると、もう鼻血が出そうな仕事になる印象を受けますけれども、やはり本来的には各計画の調整委員会みたいところがあって、最終的に計画間の調整がなされていて、運用に関してもお互いに整合性が取れるような形で実施されていくというのが一番望ましいことなのだろうかと改めて感じた次第です。

皆様、いかがでしょうか。

○加藤委員 質問ではなくて、要望でもよろしいでしょうか。

まず、短期間に、私が言った意見も取り入れていただきまして、本当にありがとうございます。

いました。

そこで、お願いですけれども、具体的に言いますと、例えば、62ページの上から4行目に、「社会福祉施設や介護保険サービス事業所等の各種専門職の人員確保や資質向上」とありますが、これは、ぜひ、この計画ができたからということではなくて、明日からでもいいので、よろしく願いをしたいというのが一つでございます。

それと、ここのためには、やはり職場のイメージアップというものが非常に必要になってくるのではないかなと考えております。

それで、我々は、福祉施設のイメージアップということで、学校に行ってみたり、パンフレットをつくったり、いろいろなこともやっておりますので、ぜひ行政も介護職場を含めた福祉施設、障がい者の施設等のイメージアップにご協力をいただきたいというのが一つでございます。

それと、64ページの研修でございますが、職員研修を受けさせたいのはやまやまですけれども、シフトの関係もあって、集まってどうのこうのということが非常に難しくなってきました。今、Zoomなどを利用して、集まらなくてもできるような研修もあると思いますので、ぜひ研修のやり方についてもご検討をいただきたいと思います。

また、職員にとっては、学校や職場で習ってきていること以外の新たな問題というか、勉強したほうがいい新たな事象が多く出てきてございます。例えば、この3年間の新型コロナウイルス対策についても、いろいろな勉強をしたほうがいいなと思っております。そういう新たな課題等についても、ぜひ行政のほうで、勉強の課題として、研修の課題として取り上げていただければなと思います。

特に、デジタル関係のものについては、職場でやるということが非常に難しくなってきました。新たな機器が出てきて、こういう機器を使えば仕事が楽になる、こんなことができますよということについては、我々では荷が重いものですから、ぜひそういうことも含めて検討いただきたいと思います。

最後に、資料の77ページの成果指標の関係でございます。

成果指標につきまして、別にこれを否定するものではないのですけれども、問題はこの成果指標に到達するまで、皆さん方がどのような施策を打ったり、我々がそれに協力していったらいいのかということが一番重要なわけでございます。研修会を数多くやればいいという問題でもなくて、要するに、この福祉施策を実施することによって、こういう効果が上がったということが一番重要なものですから、決して数にこだわるなとは言いませんけれども、あまりこだわり過ぎると施策の本質を見失うこともあろうかと思っておりますので、ぜひ、そういうことも留意して実施していただきたいと思います。要望いたします。

○畑会長 要望ということで、実行に移していくときの本当に重要な具体的な内容も含めて、ご意見をいただいたかと思っております。

やはり、あしたすぐということにはなかなかならないのかなと思うのですけれども、ただ、できる限り早くやっていくということが必要なことばかりだと思っております。今は

まだ現計画の最終段階になっていますから、やはり最後までしっかりと履行していくということと、こちらのほうも、最終的に、数値目標とのバランスも含めてやっていくというところでご意見をいただきましたので、そこも次年度以降にしっかりと持っていきたいなと思いました。

○事務局（高橋地域福祉・生活支援課長） 本当に、ご意見ありがとうございます。

先ほどのお話ではありませんけれども、今のお話は、この計画だけではなく、ほかの個別計画の中でも関係してくるものも出てくると思います。そういうところもございまして、いただいたご意見等は、所管課等にも情報共有をしながら進めてまいりたいと思います。

○畑会長 皆さん、ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○畑会長 前回から1か月弱という中で、事務局でもしっかりと調整をしていただけたかなと思っております。

ただ、やはり今後の実施に向けてのお考えがあれば、今日、この最後の審議会のタイミングで、ぜひご意見をいただければと考えております。

それでは、皆様、まだ少し時間がありますので、最終的なご意見を確認させていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○畑会長 菱谷委員、いかがでしょうか。

○菱谷委員 前回の委員会でいろいろ指摘してきたことがよくまとまっていると確認させていただきましたので、私は異論ございません。

本当に、お疲れさまです。

○畑会長 続いて、紙谷委員、お願いいたします。

○紙谷委員 福祉の関係で重要な部分が本当にたくさん入っておりますので、私、民生委員の立場からいっても、これ以上のものがないのかなと思うのと、先ほどのボランティアの関係ですが、やはり、それぞれまちづくりの中でボランティアを組織しております。

各地区で買物が難しいところはバスなどを仕立ててということで、各町内会で工夫しながらやっていただいておりますので、ここで、改めてボランティアを募集するのではなくて、それぞれのまちに合った形でボランティアを養成するほうがいいのかと思っております。

○畑会長 それでは、田尻委員、お願いいたします。

○田尻委員 内容的にはたくさんご意見をいただきまして、すばらしいものだと思っています。

今、私の頭は、このすばらしい内容をどうやって地域に展開していくかということで、来月も50ぐらいの単位町内会を集めて、これらの内容について周知するのですけれども、このすばらしい内容を本当に少しでも多くの人が理解して実践してほしいな、そのために

自分がどうしていくかなというようなことで、今、頭がいっぱいです。

どうもありがとうございました。

○畑会長 それでは、高橋（誠）委員、お願いいたします。

○高橋（誠）委員 札老連の高橋（誠）でございます。

最終案を拝見させていただきまして、細かなところは事前に事務局にお伝えさせていただいておりますが、非常にいい出来だなと思っています。

私自身の経験の中でも、過去にこれらに関わっておりましたので、今の事務局の皆さんの努力は、すごくびっくりという状況です。

あわよくばというか、むしろ、次の話になりますが、もうここまで書き込まれていると、その次の計画をつくるときにかなり厳しいのかなと思いました。私は、今年度になって参加させていただきまして、最初に会長とお話をしたときにお伝えしましたが、かなりボリュームが多くて、先ほど4ページのところで図のお話がありましたけれども、本計画は、地域社会福祉に関する計画ということで国から義務づけられているもので、行政の皆様は、これに基づいて対応されているのです。それ以外に、この主な関連計画のところで、いっぱいありますよね。これらも、それぞれ国から策定が義務づけられているものがほとんどでして、いわば、こちらのほうが個別計画の内容になっているものなのです。

先ほど橋本委員からも要望がございましたけれども、おっしゃるとおり、この大本となっている本計画のほうで軽く触れつつも、実効性のある計画についてはそちらに委ねていただきまして、会長からお話がありましたとおり、それらの計画の関連性といいますか、すり合わせの機会を次の計画のときにはぜひつくっていただければと思います。

本当にありがとうございます。

○畑会長 次期計画というところでいうと、次は大分先になりますけれども、本計画を実行していく段階において、やはり次期計画の指標に関する部分を洗い出して、先に数値を確認していくということをやっていないと、さらに発展させていくことが難しくなってくるというのがいろいろ見えたかと思います。つくるときにどうつくろうではなくて、やっていく中で何が必要かということ次年度以降の審議会でもぜひディスカッションしていればと考えた次第です。

それでは、岡本委員、お願いいたします。

○岡本委員 さっぽろ青少年女性活動協会の岡本です。

ほかの委員からもご意見がありましたけれども、私も、やはり個別計画との連動というところが非常に重要なかなと思っています。

私どもは、仕事上、児童会館や若者支援施設で、いろいろな課題解決に携わっておりますけれども、やはり子どもの問題は家族全体の問題であったり、世代をまたいで解決していかなければならない課題が非常に多いかなと思っています。

未来の札幌を担う子どもたちがより健やかに成長していただけるように、この連動というのは非常に重要だと感じておりますので、どうかよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

○畑会長 それでは、小川委員、お願いいたします。

○小川委員 私は、札幌市生活就労支援センターステップという生活困窮者の相談受付センターを担当しております小川と申します。

私も、こんな分厚いもので、すごいなと思って、先に届いた書類も流し読みできているかなというような感覚で拝見してまいりました。

私ごとだけで言いますと、82ページに私たちの指針が載っております、ここに出てきている唯一の数値とし逆算させていただいたのですけれども、て、私たちのセンターを利用した人のうち就労・増収となった人数という2029年度の目標値が入っている次第です。

私たちのこの数値というのは、国のKPIから引き出しているもので、決して不当な漠然とした数字ではないというのはよく理解しているのですが、国のKPI自体も、コロナ禍のこの3年間でかなり上振れしているところで見直しがあった数字になっております。

私たちも、今、この1,300人という目標値を逆算すると、年間大体5,800人ぐらいの新規の相談者を受け付ける、そして、長い方だと三、四年お付き合いしていくことになるのですけれども、そういう長くお付き合いする人たちも通り過ぎていくということで、ここ2年ぐらいは、年間大体1万五、六千人の新規の受付をしてまいりました。しかし、今年は大体5,000人の後半ぐらいで終わるのかなという見通しを持っております。

まさに、この目標の数値ができるべき絶対数ではありますが、最初のこの審議会のときに少しお話をさせていただいたとおり、働くことで解決する課題を持っている人たちというのは、そもそも困窮者とは呼ばないのです。生きるに苦しい人たちというのは、働いても働いても解決しなかったり、そもそも働けないから困っているのだという人たちを中心にできてきております。まさに、福祉の分野に携わる課題だと思っているのです。

ですから、この数値目標は国が定めているものですが、そもそもこの数値目標にこだわって2029年も仕事をしているようでは終わっているなというふうにも思っています。今、人手不足の世の中でもあります。働くことは決して難しくありません。履歴書に誤字脱字があっても採用してくれる日常になっております。そんな中で言えば、この目標値にこだわらないで、どのような仕事内容をこの2029年に展開しているのか、そんなところを、今、想像してきているところです。

万が一、この目標を全然達成できなければ、世の中は好転しているのだなというふうにご安心をいただけたらと思っております。

○畑会長 それでは、改めて、橋本委員もお願いします。

○橋本委員 ざっと見て、すごくいい案ができていますのだと思って安心しました。

ただ、先ほど言ったように、施策間の連携をどういうふうにとっていくかというのがとても大切なかなと思います。そうすれば、この冊子に書かれた案よりも、もっと大きなものが達成できる、そのことを考えていただいて、やっていただければと思いました。

これから、人口構造的には85歳以上の方がどんどん増えるので、もう本当に高齢者が高齢者を支えるという互助の担い手をどうやってつくっていくか、あとは、共生社会をどうやってつくっていくかという、この大きな二つの問題をいかに解決できるかというのが札幌市のこれからのやり方次第というところになると思うのです。

僕たち医師会も協力しますけれども、その辺りをよろしくお願いします。

ありがとうございます。

○畑会長 それでは、加藤委員、お願いいたします。

○加藤委員 私自身もこの計画の恩恵を受ける年齢でございますので、ぜひ、高齢者に優しく、この計画が浸透していくようお願いをしたいと思います。

多分、違う計画では、どのようにして死んでいくかという多死社会に対するいろいろな問題点というのがこれから出てくるのではないかなというふうに思っております。住み慣れた地域でできるだけ長くということは、一つは、そういうことの最後に、今度は、その住み慣れた地域でいかに死んでいくかという問題も残されてくるかと思えます。

これから、保健福祉の問題がたくさん出てくるかと思えます。それを全て一遍に解決しようとは思いませんが、ぜひ皆さんでよりよい地域社会をつくって、明るい地域社会をつくっていったらなと思えますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○畑会長 それでは、長崎委員、お願いいたします。

○長崎委員 札幌市介護支援専門員連絡協議会の長崎と申します。

計画については、もう申し分ないかなと思って見ていました。ただ、先ほどあった施策間の連動は難しいよなと思って聞いていました。やはり、これだけ大きい都市ですから、僕は高齢者福祉ではありますけれども、そこだけが充実すればいいという問題ではないので、やはり全体においてどういうふうに考えるかということは大事だなと思っています。

ただ、小さい場面の中でも、利用者さん1人を助けるにしても、では、介護保険だけ使えばいいという時代ではなくなってきているので、その連動ができるのであれば、大きな施策をどういうふうに連動させていくかということも、札幌市だけではなくて、各関係機関や民間の力も入れながら考えていけたらと思います。

僕は、実家は札幌ではないのですけれども、札幌でもう30年ぐらい過ごしているので、もう札幌市民です。やはり、加藤委員が言ったように、市民がどう安心して暮らせるか、札幌市はいいよね、札幌市だったらもう若いときから年を取っても安心だよと言えるまちを一緒につくっていききたいなと思います。

ありがとうございます。

○畑会長 それでは、須藤委員、お願いいたします。

○須藤委員 札幌市学校教護協会の理事長をやっております須藤と申します。

教護協会は、小学校、中学校、高校、特に、中学校、高校の子どもたちの健全育成ということで、札幌市や石狩などで100年前から始まっている協会です。

私自身は、中学校の校長会にも属しております、子どもたちの日々の生活の中で、や

はり、最近は、コロナ禍の関係で地域とのつながりが全くなくなってしまったのですが、今年になってからやっと町内会との関わりが増えたり、札幌らしいコミュニティ・スクールづくり、小・中の連携、福祉の関係もそうですけれども、座学だけではなくて体験的なものをどんどんどんどん取り入れながら、子どもたち自身が将来の社会の担い手、人権をしっかりと守っていく人権思想を大切にしてほしいと考えております。

学校教育には様々な課題がありまして、家庭的な困り感を持っている家庭も少なからずあったり、水面下で見えないヤングケアラー、ひきこもり、虐待の問題で、日々、各学校は個別に各機関と対応している状況で、こういう部分についても、学校間あるいは地域との連携を深めながら、やはり地域の中の学校というものを目指していきたいと思っております。

この計画については、私もしっかりできているなと感じております。これからも、どうぞよろしくお願いいたします。

○畑会長 それでは、山本委員、お願いいたします。

○山本委員 計画自体については、非常にいいものが出来上がったなというのは、皆さんと同じ意見かと思えます。

ただし、計画はつくるだけでは意味がないのは当然のことでありまして、やはり実現をしなければ意味がないと思います。各施策であったり、指標を実現する具体的な対応というのを考えていかなければいけないのかなと思いますので、それは、ぜひ今後いろいろ考えていただければなと思います。弁護士も含め、関係各機関がその一員として地域社会をよくする活動につなげていきたいと思っておりますので、この計画をどう実現するかというところを、いろいろ頑張っていければなと思う次第であります。

○畑会長 それでは、中村委員、お願いいたします。

○中村委員 市民委員の中村です。

高齢の母と軽度の障がいを持つ息子を抱えています。

この案に目を通したときに、とてもすばらしいし、すごい、札幌はいいな、実現すればいいなと思って見ていました。

先ほど橋本委員がおっしゃったように、ボランティアや研修と一言で簡単に、それはいいね、入れればいいねと思えるのですけれども、やはり、ボランティアというものもどこからどこまでとか、ボランティアをお願いしたいことと、ボランティアをする側とのずれも当然あると思うので、それがうまくかみ合っていけばいいなと思います。

それから、研修も、この時代、集まるのはとても大変です。働き方も、今は24時間シフトで回っている方もたくさんいらっしゃるので、一律にこの曜日のこの時間というのは業務にも支障が出てくるのではないかなと思うので、その時代に本当に合った研修のやり方で行ってほしいと思います。

さらに、研修を行う人は、こうすればいいと思ってやるのでしょうかけれども、現場とのずれもあると思うのです。ですから、研修を行う際には、現場の上司や組織の上の人たち

ではなくて、本当に現場に入って実態を見て必要な研修を行っていただければ、とてもいいのではないかなと思いました。

先ほど、こんな立派なものができたら次からはもっと大変ではないだろうかというご意見もありましたけれども、私は、課題が見つければ見つかるほど、それを解決するということは、どんどんどんどん住みやすくて明るい札幌が一步步近づくのではないかなと感じたので、私自身、この会議に参加できていることがとてもうれしく思いました。

○畑会長 それでは、塚本委員、お願いいたします。

○塚本委員 市民委員の塚本です。

前回のいろいろなご意見を市側にいろいろ修正していただきました。

私も連合町内会や町内会、そして、福祉のまちの推進センター委員、民生委員といろいろやってまいりまして、そして、ここの市民委員として今まで聞かせていただきましたが、やはり市の対応というのもすごくすばらしいものではないかと思っております。いろいろな委員の方のご意見を基に修正しながら、ここで発表していただいているか、後退というよりも、一步一步前進していただくということで書いていただいているのだと思って、読みながら感服しております。

ですから、いろいろな意見に対して、細かいところまではいかないかもしれませんが、いろいろと修正をして皆さんに回答し、札幌市民のためにやっているとということに感服しております。いろいろなご意見をいただきました修正案ということで、改正しながら前進していただきたいと思えます。

頑張ってくださいと思います。

○畑会長 それでは、皆様からいろいろとご意見をいただいていますけれども、篠原副会長からもぜひお願いしたいと思えます。

○篠原副会長 皆さん、お疲れさまです。

一般社団法人WellbeDesignの篠原です。

この計画自体、社会福祉法の第107条に位置づけられている法律に基づく計画ですけれども、その中で、地域生活課題の解決に向けて包括的にサービスや支援が提供されるような体制を書くのですよというふうに書かれているのですよね。

まさに、今回のこの計画でいくと、今日、橋本委員もそうですし、ほかの委員からもあった、どういうふうにこの支援を数珠つなぎにしていくのかというようなところがすごく肝だと思うのです。そう考えていくと、基本目標Ⅲをどういうふうに具現化していくのが、この計画の履行中に非常に大事なところになってくるのかなと思っております。

具体的な事業としては、やはり支援調整課の動きがどうしてもポイントになってくるということで、これがどのくらい早く各区に展開されるのか、また、各区でオリジナリティーのある活動がどう展開されるのかということころは、本当に私たち一人一人もしっかりとコミットしていく責任もありますでしょうし、また、見定めていくことも必要ではないかなと感じています。

先ほど来、ボランティアのお話も出ていますけれども、そもそもボランティア活動は、相互実現だと言われているわけです。ボランティアをする側、される側という垣根を越えながら、お互いが相互実現を目指していくという理念に基づく活動です。

どうか、支援する側に力があって、支援される側が弱い立場というような狭い福祉観をどう打破していくのか、そういったところもこの計画を履行していく中で、市民の皆さん方と一緒に意識改革なり、つくっていくということも必要かなと感じております。

大変すばらしい計画ではあるものの、これは行政の皆さん方や福祉事業所の人たちだけがかなえていく計画ではないということで、私たち一人一人の市民にとっても非常に重たいものかなというふうに思っています。そう考えると、支援する側の人たち、事業所の人たちや行政の人たちをも支える仕組みも必要になってくるでしょうし、加藤委員からもありましたとおり、今、介護事業所はかなりしんどい状況になっています。担い手不足が福祉事業所の中でも加速化しているところを考えていくと、そうした新たな課題にも向き合いつつ、この計画の履行期間を迎えていくのかなと思っております。

事務局の皆さん方、それから、委員の皆様方、お疲れさまでした。

私からは、以上です。

○畑会長 ありがとうございます。

それでは、皆さん、こちらの答申案に関する審議はよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○畑会長 それでは、こちらの計画策定に向けた審議会の最終回となりますので、本日いただきました意見を改めて確認をした上で、私と事務局で最終調整、確認をして、案を確定した上で、審議会の意見を市長宛てに答申を行いたいと思っておりますけれども、皆さん、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○畑会長 ありがとうございます。

それでは、本日のご意見を基に、最終的に調整、確認をした上で、答申をしてまいりたいと思っております。

#### 4. その他

○畑会長 それでは、議事としては、4、その他になりますけれども、皆様、いかがでしょうか。

○橋本委員 よろしく申し上げます。

これは、茨城県でやっている介護予防の話になります。

20年ぐらい前から、シルバーリハビリ体操というものを、今、茨城県の健康プラザの代表をやっている大田先生がやり始めて、これを介護予防という形で全県でやっております。

面白いのは、一般の住民の中から体操指導士を養成して、その住民が住民を指導するの

です。さらに、資料を開いていただいて、左の資料4に体操指導士の仕組みとあるのですが、3級、2級、1級という形で級をステップアップできるようになっていて、3級を持っていると一般市民の人たちに地域でシルバーリハビリ体操の指導をできるようになります。1級まで行くと、1級は3級を養成することができます。要するに、市民の中で循環して指導士をつくっていくというパターンづくりができるということになります。あくまでも、プロフェッショナルは最初だけ関わって、その後は3級が中心的にやっていくということになります。

研修時間が結構あって、3級を取るだけでも25時間、2級も25時間、1級も20時間、実習が25時間ということで、1級までだと結構な勉強時間がかかります。

ただ、次の写真を見ていただくと分かるように、指導士養成の講習会には、本当にみんな真剣に聞きに来ていて、3級から2級、1級と上がっていく人たちが結構いるのです。

次のページは、シルバーリハビリ体操教室の分布図です。

これは茨城県の図ですけれども、平成30年に体操教室が開かれたのは4万3,000回、住民の延べ参加者数が62万人を超えています。こんな形で全県に広がっています。令和2年、コロナがはやり始めた頃は若干下がってはいますがそれでも結構な人数が体操教室に参加している状況です。

その次の資料9です。

これは、平成25年に行った10周年の記念フォーラムです。これは茨城県の中でやりました、体操指導士の人たちに集まってもらっているのですが、これだけ見ただけでもすごいなという感じがしますよね。みんなが集まってきて、みんな指導士になることで生きがいを感じて、その地域で頑張っている人たちだと思うのです。

シルバーリハビリ体操も全国にまたがって広がってきて、2017年にはシルリハ全国フェスタというものをやって、全国から茨城県にいっぱい集まってきました。

資料11は、体操指導士は体操指導士だけで終わってほしくないというのが大田先生の気持ちの中であって、体操指導士の中でも、何々だった指導士とか、何々ができる指導士、何々である指導士というふうに、この何々というところを地域でもっと活用できれば、今度はさらにいろいろなことができるまちになるのではないかと、要するに、大田先生は、この体操指導士はなくて活動家をつくっていくぞという形で、今、養成活動をしている状況です。

次を開いていただきますと、勉強会などで紙芝居などをやっております。

その右側の資料3は、全国でどれだけ広がっているかです。今、北海道でも、旭川や苫小牧が市を挙げてやっているという状況です。

この間、道と調整をさせていただいて、やっているところはそのままフォローしていこう、今、北海道の市町村の中で、体操指導や健康予防やフレイル対策で困っているようなところでこの体操を使えないか、今後、協議していこうということでアンケートをやってもらったりしています。そのような形で、北海道の中でも少しずつこの体操が広がろうと

しています。

その次のページを見ていただいて、資料4は、先ほど言ったようなことが書いてあります。44市町村があって、5地域に分かれて、県につながっていくような、3級は3級、2級は2級、1級は1級で、横の連携が取れるようになって、いろいろな問題点をお互いに解決できるようなプランニングになっています。

資料5は何を表しているかという、たしか7年間だったと思うのですがけれども、高齢化率が進んできているので、普通だったらこの上のほうに点々が多くなっていくはずなのですがけれども、体操指導士が1,000人当たりどれぐらいいるかがこの横線です。だから、体操指導士が多ければ多いほど、要介護認定率が下がっているという図になっています。

その次のページは、左の上の図も同じようなことですがけれども、平成18年と平成30年を比べた図です。やはり体操指導士が多いほうが要介護認定率が下がるという傾向が出ております。

今、茨城県がどういう状況かという、それが資料7です。

これは、日本の要介護認定割合の表ですがけれども、一番左端にあるのが茨城県です。今、要介護認定率が一番低いのが茨城県です。

資料8は、何かという、茨城県で介護給付費の予算をつけているのですがけれども、いつも予算以下の実績を残しているという状況です。ということで、茨城県では、これを全県でやることによる介護費負担の費用が大分減っているということが出ています。

さらに、これは一般市民だけではなくて、そうやって学ぼうとする意欲を高めてあげるのでですね。だから、生きがいつくりになっていると思います。

こういうのもあるということ、皆さん、頭の中に入れていただきまして、ぜひ札幌でもこういうようなボランティアの仕方を確立していてもいいのかなと思いますので、今後、検討していただければと思います。

○畑会長 非常に興味深い取組で、やはり我々はいろいろな事例を学んでいかなければならないなということを改めて確認させていただいた次第です。

橋本委員、ありがとうございました。

ほかに、皆様から、その他で何かございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○畑会長 それでは、全5回にわたって開かれたこの審議会ですが、本日、最後になります。私も会長として至らない点、遅刻ぎりぎりな点、様々あったかと思いますが、本当にたくさん大切な意見をいただきながら、ここまで来れたかと思っております。

やはり、今からやっていくというところが一番重要になってくると思いますし、またやっていく中で課題が見えてくる部分もあろうかと思っておりますので、その課題をしっかりと集約していき、次につなげていくというところで、プロセスの一部として今後も取り組んでいくというところを、改めて、この場で皆さんで共有した上で、この審議会としては終

了していきたいなと考えておりました。

改めて、皆さん、本当にありがとうございました。

それでは、最後、事務局に進行をお願いいたします。

## 5. 閉 会

○事務局（高橋地域福祉・生活支援課長） それでは、まず、事務局から今後のスケジュールについて、改めてご説明をさせていただきたいと思います。

先ほど会長からお話いただきましたけれども、計画案につきましては、今後、会長と私ども事務局との間で本日の意見等も踏まえた上で確定して、答申をしていただくこととなります。

その後、11月以降に、市の内部会議の保健福祉施策総合推進本部会議、市長副市長会議というプロセスを経まして、12月に、市議会の厚生委員会にご説明をしまして、最終的な計画案が確定していくという流れとなります。

その後、年末、12月下旬以降を予定しておりますけれども、市民の皆様からご意見をいただくパブリックコメントを実施させていただきます。

そのご意見をいただいた修正を加えて、最終的な計画を今年度末、3月に策定をして公表するということを目指して、今後、進めていきたいというふうに思っております。

なお、先ほど皆様からも計画を策定した後も大事だというご意見もいただいておりますけれども、この成果指標、また、各取組の進捗状況につきましては、審議会委員の皆様にも年1回程度ご報告をさせていただく場をつくっていきたくと考えておりますので、その際は、引き続き、よろしくお願いいたします。

私から、最後となりますけれども、本当に皆様方には昨年度から様々なご議論、ご意見等もいただきまして、2年間という長期にわたりまして、本計画についてご審議をいただいたことを本当に感謝しております。

皆様のおかげで、ここまでのものをまとめることができたと思っております。本当にありがとうございました。

本計画策定後につきましては、今回基本理念を定めておりますけれども、この基本理念の実現を目指しまして、地域の皆様、関係機関、市内部、いろいろなところと連携、協働をしながら、取組を進めていきたいと思っております。

計画策定に携わっていただいた皆様には、今後も本市の福祉施策について、それぞれのお立場から、また引き続きお力添えをいただきたいと思いますと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和5年度第3回札幌市地域福祉社会計画審議会を閉会させていただきます。

お忙しい中、長時間にわたりご出席をいただきまして、本当にありがとうございました。

以 上